

議案第103号

公の施設の指定管理者の指定について（産業文化センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
南あわじ市産業文化センター
- 2 指定管理者となる団体  
所在地 南あわじ市湊134番地  
名 称 淡路瓦工業組合  
代表理事 
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和17年3月31日まで



# 【南あわじ市産業文化センター】

## 指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	P 1
指定管理者候補者法人概要書	P 2
指定管理を行う施設の事業計画書	P 4
指定管理に係る収支計画書	P 5
指定管理業務にかかる基本協定書（案）	P 9

(要項様式2号)

## 指定管理者指定申請書

令和6年9月20日

南あわじ市長 守本憲弘様

法人名 淡路瓦工業組合

法人住所 南あわじ市湊134

代表者名 代表理事

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする法人	名称	淡路瓦工業組合
	事務所の所在地	南あわじ市湊134
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市産業文化センター	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支計画書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
(事務処理欄)		

(要項様式3号)

## 法人概要書

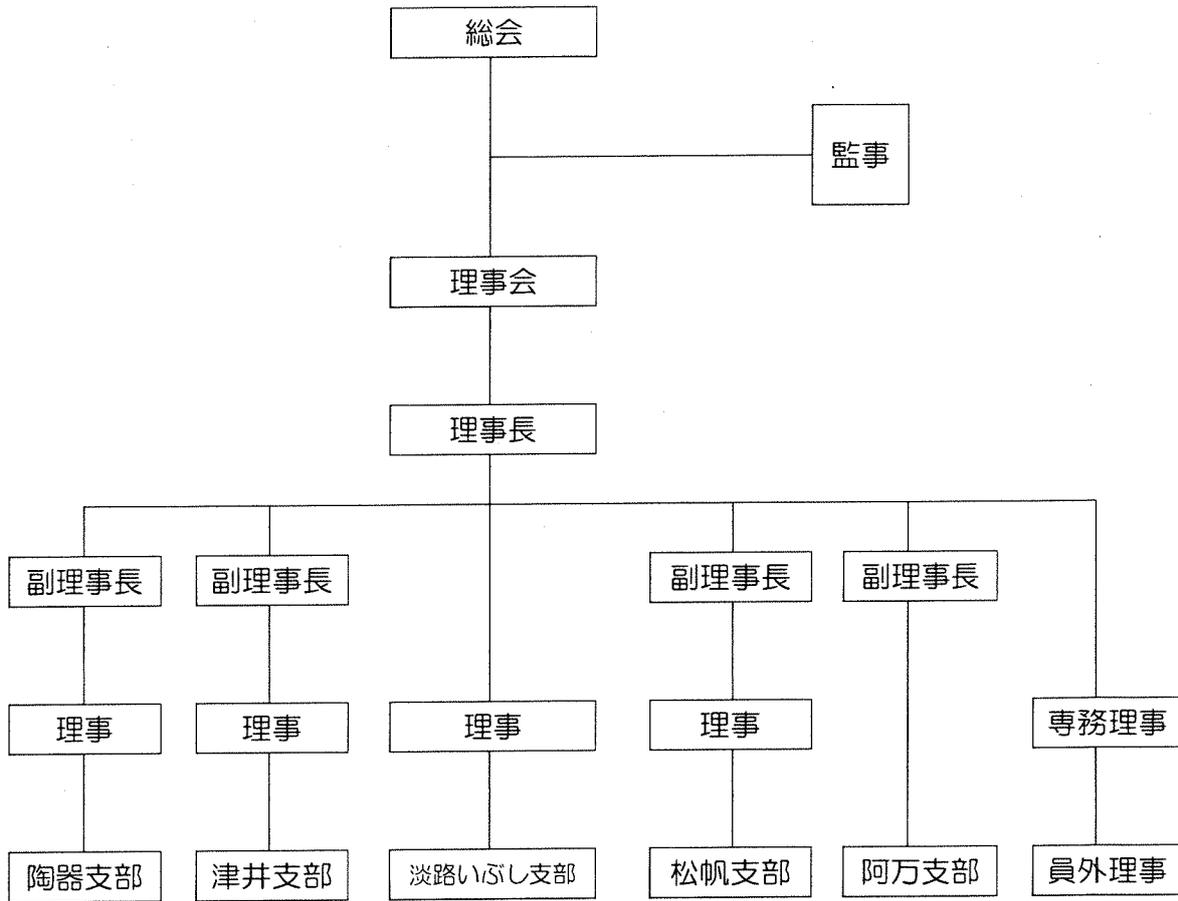
フリガナ 法人名称	アワジガワラコウギョウクミアイ 淡路瓦工業組合		
フリガナ 代表者名	ダイヒョウ 代表理事		
所在地	南あわじ市湊134		
電話番号		FAX番号	
設立年月日	平成16年9月17日		
主な事業活動 (沿革等)	<p>本組合は、平成16年、淡路島内の1つの工業組合と4つの協同組合を統合して設立し、県下一円の中小企業で粘土瓦（陶器瓦・いぶし瓦）製造業を行う小規模の事業者をもって組織している。</p> <p>産業文化センターは、本市の基幹産業の一つである淡路瓦に関する歴史や資料を後世に伝えるとともに、実習研修等を通じて文化の交流が深まることを目的として、平成2年に設置された施設である。</p> <p>その設置理念に基づき行う管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、かねて「展示館・実習館」の管理運営を受託し、平成17年1月11日から指定管理者として適切な管理運営を行っている実績があり、施設経営ノウハウが蓄積されている。</p>		
法人の特色 及び 経営方針	<p>本組合は、粘土瓦製造業・販売業に係る中小企業者の改善発達を図るために必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。</p> <p>【組合事業】</p> <p>1) 広報、宣伝事業、2) 指導及び教育事業、 3) 資料収集及び情報の発信、4) 技術研究、新商品開発事業</p>		
免許・登録等			
構成員数 (従業員数)	組合員58事業所 構成役員（理事長、副理事長4、理事9、監事2）		
指定管理者 制度担 当者	氏名		担当部署・役職 専務理事
	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		その他

※ 法人の組織図については、別途添付すること

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
南あわじ市産業文化センター	南あわじ市津井 2285-4	南あわじ市産業文化センター （展示館・実習館）の管理運営	平成17年1月から 平成27年3月まで
南あわじ市産業文化センター	南あわじ市津井 2285-4	南あわじ市産業文化センター （展示館・実習館）の管理運営	平成27年4月から 令和7年3月まで
			年 月から 年 月まで

## 淡路瓦工業組合 組織図



### 【事務局】

- 淡路瓦工業組合の総務、各種事業担当
- 指定管理施設担当

(要項様式6号)

# 事業計画書

## 1 運営上の基本方針

### 1 総合的な基本方針と将来展望

地場産業である瓦産業に関する資料の展示紹介により歴史を後世に伝えるとともに、実習研修等を通じて文化の交流が深まることを目的として、施設の管理運営業務を行う。

### 2 管理運営業務に関する基本方針、実施方法

地方自治法その他の関係法令、南あわじ市産業文化センター条例及び同施行規則を遵守する。

## II 施設管理運営体制と組織に関する計画

### 1 適切な人員配置とその特色

施設の運営に支障のないよう職員を配置し、開館日における展示棟の案内及び説明業務、実習棟の案内、予約受付、利用料金の徴収、講師の助手などを行う。

## III 利用者へ提供するサービスの計画

### 1 平等な利用の観点から、管理運営業務における公平・公正性の確保について

公の施設であることを認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定の個人や団体に対して、有利又は不利になるような取扱いを行わない。

### 2 サービスを向上させるための方針、具体策

- (1) 施設内及び敷地内においては、衛生管理に充分留意し、利用者が安心して利用できるように清掃を実施する。
- (2) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設及び設備機器の保全及び美観を維持する。

## IV 安全確保の取り組み

### 1 防災等緊急時の危機管理の取り組み

- (1) 緊急時に備え、各種マニュアルを作成し、平時から職員への指導、訓練を行う。
- (2) 施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従う。

### 2 利用者の安全確保について

施設利用者等における急な傷病等に適切に対応できるよう、関係機関（警察、消防、医療機関など）と連携し、緊急時に的確な対応を行う。

### 3 個人情報保護の措置について

- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守する。
- (2) 業務に関し知り得た個人情報を他に漏らさない。
- (3) 情報公開請求がなされたときは、速やかに対応する。

(要項様式7号)

## 収 支 計 画 書

項目	年度	R7	R8	R9	R10-16	合計	備考	
収入	指 定 管 理 料	1,300	1,300	1,300	9,100	13,000		
	利 用 料 収 入	50	50	50	350	500	粘土体験手数料等	
	そ の 他							
	自 主 事 業 収 入							
	収 入 合 計	1,350	1,350	1,350	9,450	13,500		
支出	人 件 費	1,320	1,320	1,320	9,240	13,200	管理手当給与	
	需用費	消 耗 品 費	30	30	30	210	300	実習に伴う材料費
		光 熱 水 費						
		修 繕 費						
		そ の 他						
	役 務 費							
	施設管理費							
	使 用 料 ・ 手 数 料							
	そ の 他							
	自 主 事 業 費							
支 出 合 計	1,350	1,350	1,350	9,450	13,500			
収 支 差 額	0	0	0	0	0			
累 計 収 支 額	0	0	0	0	0			
<p><b>【収入増に向けた取組み】</b>            瓦粘土を使ったカップや皿、花瓶作りなどの体験学習は収益を目的とした事業ではないが、実習館の使用料は市民無料のため、市外の方の利用者増に努める。</p>								
<p><b>【経費縮減に向けた取組み】</b>            指定管理料の範囲内で、必要最小限度の人員により効率よく業務を実施する。</p>								

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) R10-16年度については、年平均額の合計額を記載。

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

単位：円

資産の部		負債の部	
(流動資産)	12,919,015	(流動負債)	9,969,296
現金	97,585	買掛金	728,565
普通預金 淡路信用金庫	2,510,407	借入金	7,720,000
普通預金 ㈱みなと銀行	413,821	未払金	1,448,731
普通預金 淡陽信用組合	8,795	未払法人税等	72,000
普通預金 ㈱商工組合中央金庫	29,358		
普通預金 ㈱徳島大正銀行	540		
普通預金 あわじ島農協	18,056		
普通預金 ゆうちよ銀行	248		
産業廃棄物チケット	151,470		
売掛金	810,614		
貯蔵品	431,450		
商品	2,843,529		
未収入金	5,602,244		
仮払金	898		
		資本の部	
(固定資産)	150,003	資本	3,099,722
車両運搬具	1	出資金	4,000,000
工具器具備品	2	資本剰余金	543,162
電話加入権	10,000	利益準備金	30,000
関係先出資金	140,000	特別積立金	30,000
		未処理損失金	△ 1,503,440
		(内、当期利益金)	△ 33,861
資産合計	13,069,018	負債・資本合計	13,069,018

# 損益計算書

自 令和 5年 4月 1日  
至 令和 6年 3月31日

単位：円

費用の部		収益の部		
1.	事業費	24,569,088	1. 事業収入	24,231,324
	共同宣伝事業	15,371,167	地場産業ブランド力強化促進事業収入(県)	4,000,000
	地場産業等後継者育成事業	904,843	じばさん兵庫SDGs推進事業収入(県)	2,000,000
	教育事業費	96,180	地場産業(淡路瓦)ブランド形成支援事業収入(市)	7,000,000
	躰技術協会	650,000	地場産品広報等支援事業収入(県民局)	720,000
	産業文化センター管理経費	1,302,250	地場産業等後継者育成事業収入(市)	650,000
	技術研究事業費	37,840	教育事業収入(商工会)	48,090
	商品売上原価	6,206,808	職業訓練短期課程事業受託料	919,843
	期首商品棚卸高	2,724,367	産業文化センター管理収入	1,302,250
	当期商品仕入高	4,362,962		
	当期ガラス瓦仕入高	1,963,008		
	期末商品棚卸高	△ 2,843,529	商品売上高	7,591,141
			商品収入	5,447,730
			ガラス瓦収入	2,133,443
			ポスター・マニュアル収入	9,968
2.	一般管理費	10,795,902	2. 賦課金等収入	9,441,200
	給料	4,084,920	賦課金収入	7,737,200
	職員手当	906,470	特別賦課金	1,704,000
	福利厚生費	1,992,603		
	旅費交通費	15,920		
	新聞図書費	54,100		
	修繕費	67,914		
	消耗品費	200,775		
	水道光熱費	305,267		
	通信費	318,185		
	事務用品費	115,319		
	印刷費	242,620		
	家賃	504,000		
	リース料	292,380		
	燃料費	141,962		
	会議費	24,515		
	総会費	34,200		
	関係団体負担金	232,700		

租 稅 公 課	34,100	3. 事 業 外 收 入	1,730,605
慶 吊 費	46,500	雜 收 入	1,685,579
接 待 交 際 費	620,272	試 驗 依 賴 收 入	45,000
保 險 料	84,750	受 取 利 息	26
雜 費	337,710		
敷 地 整 備 費	53,506		
寄 付 金	33,000		
支 払 利 息	52,214		
經 常 利 益	38,139		
合 計	35,403,129	合 計	35,403,129
稅 引 前 當 期 利 益 金	38,139	經 常 利 益	38,139
合 計	38,139	合 計	38,139
法 人 稅 等	72,000	稅 引 前 當 期 利 益 金	38,139
當 期 利 益 金	△ 33,861		
合 計	38,139	合 計	38,139

# 産業文化センター指定管理者基本協定書（案）

令和 年 月 日

南あわじ市

## 産業文化センター指定管理者基本協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と淡路瓦工業組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市産業文化センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 136 号。以下「条例」という。）第 2 条で定める南あわじ市産業文化センターの施設のうち、展示館、実習館（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号）第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、条例第 13 条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第 2 条 市は、地場産業の啓発並びにかわら産業の歴史及び伝統の修学に資するほか、高齢者の生涯対策、異業種交流等を推進し、地域の活性化を図り、産業文化振興の拠点とするために管理してきた施設の設置理念に基づき行う管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる管理業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 施設の使用の許可及びその取消し並びに施設の維持管理に関すること
- (2) 使用者が施設、備品等を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

### （指定管理者の責務）

第 3 条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、施設が適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

### （指定の期間）

第 4 条 市が指定管理者に指定管理者として指定する期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(利用料金)

第5条 指定管理者は、施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受する。

(事業計画書)

第6条 指定管理者は、毎年度、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の承認を得なければならない。

2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後5月31日までに、管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、市が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 使用料(利用料)の収入の実績
- (4) 管理経費の収支決算
- (5) その他市が必要と認める事項

3 指定管理者は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

4 市は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理料)

第8条 指定管理者が第2条に規定する管理業務に対する指定管理料の額は、年間1,300,000円(10年間あたり13,000,000円、消費税及び地方消費税含)とする。

2 前項に規定する指定管理料は、指定管理者の請求により毎年2回(4月、10月)の分割にて支払うものとする。

(施設修繕等)

第9条 指定管理者が管理する施設及び設備機器等の修繕等については指定管理者が市と協議の上、指定管理者の責めに帰すべき事由がない場合、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 前項以外の修繕等については、すべて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第10条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(市による指定の取り消し)

第 11 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 管理業務の実施に際し不正行為があったとき
- (3) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (4) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (5) 前各号の他指定管理者が施設の管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき

- 2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

- 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第 12 条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき
- (2) 市の責に帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき

- 2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(原状回復義務)

第 13 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備機器等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償等)

第 14 条 指定管理者は、施設の管理業務の履行にあたり、又は指定管理者の指定が取り消された場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができるも

のとする。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 15 条 指定管理者は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第 16 条 指定管理者は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(第三者による実施)

第 17 条 指定管理者は、管理業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合及び市が認める設備機器等の保守点検業務については、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 18 条 指定管理者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 19 条 施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市指定管理者協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等についての協議)

第 20 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市指定管理者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市指定管理者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1

南あわじ市長 守 本 憲 弘 (印)

指定管理者 兵庫県南あわじ市

(印)

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9条 指定管理者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報に他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。